

第一次福島県復興公営住宅整備計画
(改定版)

平成25年7月
福島県

目次

基本的な考え方	1
整備戸数及び整備箇所	2
建設に当たっての考え方	3
入居の考え方	4



※ 復興公営住宅は、原子力災害により避難指示を受けている方が、低廉な家賃で入居できる公営住宅です。

基本的な考え方

コミュニティの維持・形成

- 復興公営住宅は、避難されている方々のコミュニティの維持・形成の拠点となるものです。
- このため、入居に当たっては、市町村単位や親族同士等、複数世帯の入居(グループ入居)に配慮します。
- コミュニティ集会室等を併設する等、入居する方々はもちろん、周辺に避難されている方々も含めて交流できるよう整備します。
- さらに、コミュニティ集会室等を拠点に、地域にお住まいの近隣住民の方々とも交流が図られるよう、コミュニティ復活交付金等を活用した様々な事業を実施します。

整備戸数及び整備箇所

整備戸数、箇所

- 全体で概ね 3,700 戸を整備します。
- 整備箇所、整備戸数は、平成 25 年 5 月 7 日に復興庁が公表した住民意向調査結果等を基にしています。「調査への未回答」や「現時点で判断できない」等の変動要因も考慮しています。
- 以下の市町村別の整備戸数は、今後、関係市町村との個別協議を行うに当たっての目安であり、今後の協議において決定していきます。

いわき市	南相馬市	郡山市	福島市	会津若松市	二本松市・桑折町・川俣町・大玉村・三春町 他
概ね 1,800 戸	概ね 410 戸	概ね 390 戸	概ね 170 戸	概ね 100 戸	概ね 830 戸

- また、今回の計画は第一次計画とし、今後、再度の住民意向調査や意向確認作業等による修正を重ねながら精度を高め、関係市町村との個別協議の内容を踏まえて、第二次、第三次と計画を見直していくものとします。

※ 整備戸数には、先行整備の県営分 500 戸及び市町村営分を含んでいます。

スケジュール

- 平成 27 年度までの入居を目指し、整備を進めていきます。
※ 用地確保の状況によってスケジュールは変わる可能性があります。
- 設計施工一括選定方式や買取方式等の民間活用方式を取り入れ、整備期間の短縮を図っていきます。

建設に当たっての考え方

復興公営住宅の特徴

- 玄関から居室内まで、段差のないバリアフリーとします。
- 3階建て以上の建物には、全てエレベーターを整備します。
- コミュニティ集会室等を併設する等、入居する方々はもちろん、周辺に避難されている方々も含めて交流できるよう整備します。
- 太陽光発電設備を設置するとともに、エネルギー効率のよい住宅を整備します。
- 地域の気候に配慮し、特に会津地方では、サンルームを設置します。
- 木造住宅や内装材への県産木材の活用に配慮します。

標準設計プランのイメージ



県営東桜ガ丘団地（喜多方市）の事例



県営上並松団地（福島市）の事例

- ※ 居室内も段差のないバリアフリー構造とします。
- ※ 防音にも配慮します。



県営東桜ガ丘団地（喜多方市）の事例



県営東桜ガ丘団地（喜多方市）の事例

入居の考え方

入居方針

- コミュニティ維持のため、市町村単位での入居に配慮します。
- 親族同士等、複数世帯での入居（グループ入居）に配慮します。
- 高齢者、障がい者、妊婦を含む子育て世帯等に配慮します。

※ 市町村営の復興公営住宅も全体の整備戸数に含みますが、建設や入居に当たっての考え方については、設置する市町村が定めます。